

律令官位制に於ける階級性

竹内, 理三

<https://doi.org/10.15017/2338989>

出版情報 : 史淵. 47, pp.1-27, 1951-06-05. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

律令官位制に於ける階級性

竹 内 理 三

(一)

律令制度において官人となるには、先づ位を得ることに始まる。位は、「君」に事へて忠を尽すことより始まる。官位令集解に、

凡臣事君盡忠積功、然後得爵位、得爵位然後受官、官有高下、位有貴賤、准量爵位之貴賤、補任官職之高下、とある。即ち官職は、君に対する忠を尽し功を積んで後に与へられる位を得て後に、任ぜられる。職務があつて、それに対する適否、要否は第二義的である。同書にまた曰く、「位處也、位列也、(○中略)職掌所事、謂之官、朝堂所居謂之位也」と。かくて位は、朝堂における座居であり、序列であり、座次である。「君」によつて序列を与へられて後、職掌を得る。こゝに律令的官職の本質があり、ひいては律令機構の性格が横つてゐる。

令制の位階は、親王は一品以下四品まで、諸王諸臣は正一位以下少初位下まで、五〇階の多きに達し、五位以上を勅授、内八位以上外七位以上を奏授、外八位及び内外初位を判授とし、三位以上を「貴」、五位以上を「通貴」と称する。朝堂における座居を与へられることそれ自体が、既に一の忠功に対する抽象的恩恵である。その上更に、位には政治的・

律令官位制に於ける階級性

経済的・身分的恩恵が附隨する。而してこれが、位なき者には期待されないとともに、これを特権とみなすことができよう。

(一) 政治的特権 すべて有位者は、その位に相当する官に就くことができる。いわゆる官位相当の制度である。例へば正一位、従一位のものは太政大臣に、正二位、従二位のものは左右大臣に、正三位は大納言に、従三位は大宰帥に、正四位は皇太子傳・中務卿^{以上}に、以下、最下位の少初位^下に至るまで、それぞれ就任し得べき官の種類が詳細に規定された^{官位}。勿論、位階には定員がなく、官職には定員がある。従つて位を受けて直ちに相当官につき得るわけではない。歛員を待たねばならない。但し六位以下の者は歛員があつても、その才が職にふさわしくなければ、相当官を与へられない。かやうに位のみあつて官なき者を散位とよび、式部省の散位寮の管轄に入る。時により人により、相当官以外の官につくことも許されたが、位高く官卑しき場合は「行」といひ、位卑しく官高き場合を「守」と称した。かやうに官職が位階を基準としてゐる点において、これは位階に伴ふ政治的特権といふことができる。

(二) 経済的特権 位階を有することによつて生ずる種々の経済的特権がある。元來、位階には未だ職掌を伴はぬ故、位階を有することによつてのみ生ずる種々の経済的給与は、矢張り一種の特権とみることができよう。

(イ) 位田 有位者にして五位以上の者は、口分田の外に位田を与へられる。その額は、令の規定では、正一位八〇町、従一位七四町、正二位六〇町、従二位五四町、正三位四〇町、従三位三四町、正四位二四町、従四位二〇町、正五位一二町、従五位八町、女は各々三分一を減ずる法である。位田の性格は口分田と同じで、その人の生活のために給するものであつて、位による職務の代償ではない。従つて口分田と同じ輸租田である。租税は免除されない。このことから、自營的

經營が予想される。然し一旦支給されたならば、その死ぬまで收公されることはない。そのため、位田は二分して一分を畿内に給し、一分を外国即ち畿外の国に給ふとか、十町以上は一処にまとめてはならないなどの細目規定があつても延喜民、命文においては口分田乃至墾田にみとめられぬ一身の間の占有をみとめられてゐる点で、令制において破格の部式特典を与へられたものといふことができる。位田の実質は、他の多くの俸祿が有名無実となつたに拘はらず、比較的命をもちつづけて、平安末期の仁平四年（AD一一五四）にも、関白忠通の男正三位藤原基實の位田を、近江國犬上郡にあつた故北政所の位田二〇町を以て給したことが、兵範記にみえる。

仁平四年十二月（裏書）十九日丁酉、三位中將殿御位田省符、可令成進之由、依殿下仰、令申民部卿亭了、以侍爲御使、件御位田近江國犬上東郡有廿町、是故北政所御位田也、彼御入滅以後、于今無主、今被尋出之、被成改給省符、召國司廳宣也、殿下御位田永久之比、以京極大北政所位田、令預改給符給、蓋准其例也、正三位御位田、本數四十町也、雖半分且被立定也、可進廳宣之由、同遣仰國司朝方許了、

廿二日庚子、民部省掌光兼、持參中將殿御位田廿町省符、即進覽了、依無所見不賜祿、國司朝方進廳宣、同進覽了、任省符并廳宣、可爲御位田由、依仰可成殿下政所下文旨下知了、可知行由、同奉仰也、

とあるによれば、位田の生命がこの頃までまだ保たれてゐることが知られる。然し、この記事では、位田が一家の私有化しようとするうごきがうかがはれる。

正一位八〇町の位田は、個人の口分田二段の四百倍であり、従五位の位田八町でも四〇倍にあたる。また八世紀における代表的な古代家族としてあげられる筑前國嶋郡の大領追正八位上勳十等肥君猪手の戸一戸口一百二十四を擁する一の口

分田が十三町六段一百二十步である寧樂遺文上、卷九九頁戸口二十余をもつ当時としては中位の規模に属する戸の口分田が三町余である同上所收筑前などに比較すれば、位田の最下位でも八町の田地を与へられる恩恵が、如何なるものかは明らかである。・豊前等戸籍

(四) 位封 位に対して与へる封戸である。この制は既に大化改新の際に始められ、当初は大夫以上に給して大寶年間に至つたが、大寶令では四位・五位の食封を止めて三位以上に限つた。その後間もなき慶雲三年に、正一位六〇〇戸(大寶令では三〇〇戸)従一位五〇〇戸(同上では二六〇戸)正二位三五〇戸(同上では二〇〇戸)従二位三〇〇戸(同上では一七〇戸)正三位二五〇戸(同上では一三〇戸)従三位二〇〇戸(同上では一〇〇戸)正四位一〇〇戸従四位八〇戸としてこれを実施し、令制は平安時代の大同三年(AD八〇八)以降準拠された類聚三代格。元来、封戸の制は大化改新の詔の第一條に私地私民をやめよとの言葉につづいて、「仍賜食封大夫以上、各有差降、以布帛賜官人百姓有差」とあるやうに書、私地私民の代償として与へられたものである。従つてその内容も亦この目的にほぼ添ふたものであると思はれるが、その具体的内容は、令制に至つて始めて明らかになる。令制によれば、封戸にはすべて課戸が充てられる。課戸とは課丁一人以上を含む郷戸である。この課戸から徴収する種々の収益が給主の収益として与へられるのであつて、それは租の半分と調・庸・仕丁の全部である賦役令。雜徭は含められてゐないが、田地を対象とする租が半分であり、人頭を対象とする調庸仕丁が全給であるところに、この封戸が大化前代の部曲の代りのものとしての性格をみる事ができるが、封戸を單なる大化前代の私地私民の代償又は、その変形した連続であると見るわけにはいかない。ただ和銅七年に皇親優遇の目的で、とくに長親王・舍人親王・志貴親王・長屋王に封戸の租を全部支給する例を開いてのちは、天平十一年(AD七

三九) にすべての封戸の租を全部全給することとした續紀・賦役令集解。こゝに至つて封戸は私地的性格をおびてくる因子を含

むこととなつたが、これはあくまで封戸の変質とみとむべきものである。なほ養老元年(AD七一七)に中男、即ち年餘

十七才から二十才に至る間の男子の調及び雜徭を免じて、代りに中男作物を出させたが賦役令集解三代格八調庸事養老元年十

副物及中男正調、其應供官主用度等物、所司宜支度年別用度、並隨これも封主に支給せられた。調・庸は主として絹と布であ

郷土所出付國役中男進、若不足中男之功者、即以折役人夫之雜徭規定は延喜主計式。仕丁は、封戸五〇戸即ち一郷について二

るが、中男作物は油(胡麻油)とか、紙とか、麻などである上に詳細である。仕丁は、封戸五〇戸即ち一郷について二

人づゝの正丁を勞役に服させる体役であつて、三年交替で、封主の下に来つてその雜役に使はれるのであつて、その衣食

はすべて封戸が負担する。この仕丁の資養にあてる衣食料を養物又は國養物といひ、封主が仕丁の出仕を必要としない場

合には、代錢をとるが、その場合でも養物を徵收した。結局、天平十一年以後における封戸の給与は、封戸の土地・人民

の収益の全部を給与せられるに等しい意味を有することとなつたのである。たゞその收納する方法が、封主が直接封戸の

ところへ使者を出して徵收することはゆるされず、國郡司の手によつて、他の公郷戸と同じやうにして收納せられ、國郡

司の手を経て封主に送られるといふ点で、封主の直接支配乃至は所有とならなかつたのである。しかし國郡司制の運用が

充分に行はれてゐる時代にあつては、却つてこの方が、坐して國家の給与をうける、有難き權利といふことができる。そ

のため、元來この制度は、唐の實封を賜ふ制唐會要九〇食封實封條、舊例凡有功之臣賜實封者、皆以課戶充、准戶數、州縣與國官

に準拠して始められたものと思はれるが、但し仕丁の制は、大化改新の詔に、邑官執帳、供其租帳、各準配租調、遠近州縣官司收其脚直、然後付國邑官司とある

であつて、中國にはその例のないわが國の旧慣である。制度の上では、仕丁二人の中の一人が勞役に服し、一人が厮丁と稱して仕丁の食事などの世話をする仕組みになつてゐた。唐の實封が國家財政に差支へる程の發展

今裏封戸者、倍於嚙昔、國用闕乏、職此之由、
(○文德実録天安元年五月丙午條右大臣藤原良相上表)

とか、

諸國調庸多入封家、納官者少、
(○三代實錄貞觀元年四月二十三日條)

などといわれる狀況を示した。而して麥質をしながらも、平安時代の末頃までその実質は継続したのである。

(ウ) 位祿 位祿は、位封を給せられぬ有位者、即ち四位・五位のものに支給せられるもので、その起りは食封と同じく大化改新にある。令制によれば、

正四位 純一〇疋 綿一〇屯 布五五端 庸布三六〇常

從四位 純八疋 綿八屯 布四三端 庸布三〇〇常

正五位 純六疋 綿六屯 布三六端 庸布二四〇常

從五位 純四疋 綿四屯 布二九端 庸布一八〇常

であつて、女は半減する祿令。勿論これは毎年毎定期に給与されるものであることは言ふまでもなく、延喜太政官式及び

式部式に、毎年十一月十日中務式部兵部三省から、給すべき人数及び祿物の数を太政官に上申し、太政官において惣目錄をつくつて、十五日に少納言が奏上して勅許を得、二十日太政官から大藏省にその出庫を命じ、参議及び七十以上の散位を除く外は自ら出頭して受けとる、其の身畿外にあるもの及び國司は、当国の正税を以て給する、といふ規定になつてゐる。然し平安中期、即ち延喜式の編さんされた当時の実情は、大藏省において支給するよりも、諸国の正税を以て支給するものが多く、すでに延喜主税式上にも、諸國に於いて支給する場合の位祿々物の価法を定め、また五位已上の者の位祿

にして諸国に給する者は、東海道は駿河以東、東山道は信濃以東、北陸道は能登以北、山陰道は伯耆以西は、運賃を給ると定め、自余の諸國及び在國司はこの限にあらざるとあるので、これが、京都にゐる有位者の位祿であることが判る。従つて、神護景雲二年七月二十八日の符によつて許され延暦十二年八月十四日禁止され、大同四年正月二十六日再び許可された五位國司及び帶國司官人が、京の親族を資養するために自分の位祿季祿料の春米を運送するための運賃でないことは勿論である。九條家本二年十二月三十日の主稅寮出雲國正稅返却帳は延長元年から延久二年に至る百七十七ヶ年にわたる位祿料下行數を一々記してゐる。書承曆

七) 十月十六日の官符に、

得神祇伯忠望王等解狀僞、年中給物最在位祿、而諸國司等、只事申返、無意下行、依斯或徒疊數年官符、永苦生計之難、或空疲一人行李、難免亡路之險、其窮困尤甚者、既至餓死衙門、(○政事要略二十七)

とのべ、その言に多少の誇張はあるにしても、位祿は諸大夫によつては、重要な収入源であつたことが知られる。

(二) 季祿 季祿は有位者で官職についてゐて、上日半年に百二十日以上の方に給する手当である。従つてこれは位階によつて差等があるけれども、その人が実際に帯びてゐる位階によるのではなくて、その者がついてゐる官職の相当位に對して与へるのである。従つて數官を兼ねてゐる場合には、相当位の最も高い位階の季祿を受ける。春の二月秋の八月に、春夏、秋冬の生活に充てるために支給せられるので季祿の名がある。祿令によれば、毎季

位階	繩	綿	布	鍬	位階	繩	綿	布	鍬
正從一位	三〇疋	三〇屯	一〇〇端	一四〇口	從六位	三疋	三屯	四端	一五口
正從二位	二〇	二〇	六〇	一〇〇	正七位	二	二	四	一五

律令官位制に於ける階級性

正三位	一四	一四	四二	八〇	從七位	二	二	三	一五
從三位	一二	一二	三六	六〇	正八位	一	一	三	一五
正四位	八	八	二二	三〇	從八位	一	一	三	一〇
從四位	七	七	一八	三〇	大初位	一	一	二	一〇
正五位	五	五	一二	二〇	少初位	一	一	二	五
從五位	四	四	一〇	二〇	家吏	降一級。			
正六位	三	三	五	一五					

但し春には、綿當時は絹綿の代りに、綿一屯賦役令義解に、謂絲十六兩曰絢也、綿二斤曰屯也、布五丈二尺につき絲一絢に曰端也、と見え、本朝權衡致に、斤ハ今百六十匁、といふ。

代へて絲を、秋には鉄五口を鉄二延延喜主計式上に、三斤五兩爲延に代へて鉄を給する。施・綿・布が消費物資であるに對して、生産用具である鉄が交へてあることは注目すべく、鉄を生活用具として給与するところに、鉄の所有が當時の生産様式に占める重要さを見とむべきであらう。この季祿は、その品目によつても知られる如く、單なる俸祿とは性格を異にし、官僚の特権的恩恵を意味する。官職にあるものは、現実に位を帶すると否とに拘はらず、相当位に換算して受給した。

位階を得て後官職につく。官職につけば、その反對給付は、その職務に對して当然与へられる。然しそれが反對給付たる以上のものとなれば、それは特権となる。官職に對する経済的給付は、次の如くである。

(4) 職田 職分田ともいひ、これを得るものは、令制では内官の中、太政大臣・左右大臣・大納言、外官の大宰府の官人、諸国の史生以上、及び郡司であつた。古令では、在外諸司の職田を公廩田と稱したが、養老令ではすべて職分田といひ、

義解では職田と称してゐる。公廩田と称するのは、唐制の言葉を採用したものであつて、職務に対する給分といふ意味よりも、その職務を奉じてゐる官庁の費用といふ意味を本来的にもつ言葉である。官庁の費用の一部としてその官人の食料を与へるといふ意味が転じて、續紀天平寶字元年八月己亥條に、勅曰、安上治民莫善於禮、移風易俗、莫善於樂、禮樂所興、惟在二寮門徒所苦、但衣與食、亦是天文陰陽曆算醫針等國家所要、並置公廩之田、應用諸生供給、其大學寮卅町雅樂寮十町陰陽寮十町内藥司八町典藥寮十町、とあるのは、公廩田が正しく、このべた如き意味のものであることを示してゐる。職分田の意味を有つたのであり、公廩田と称する間は、官庁の他の費用にあてられる可能性がある。大寶令で公廩田と称したのは在外諸司田についてであつたが、養老令ではこれをも職分田としたところに、官人の給分を確保しようとする意図がうかがはれよう。令制によれば、内官では太政大臣四〇町、左右大臣三〇町、大納言二〇町の三職にすぎないが、外官では大宰帥一〇町、大貳六町、少貳四町、大監・少監・大判事二町、大工・少判事・大典・防人正・主神・博士に各一町六段、少典・陰陽師・医師・少工・竿師・主船・主厨・防人・祐に各一町四段、諸令史一町、史生六段、大國守二町六段、上國守・大國介に二町二段、中國守・上國介に二町、下國守・大上國掾に一町六段、中國掾・大國目に一町二段、中下國目に一町、史生に六段、郡司は大領に六町、少領に四町、主政・主帳に各二町といふ額であつた田令。初め内官はわずかに太政官の上位のものみに限られてゐたが、奈良時代の末頃に、明経・明法・音・書・算・天文・陰陽・曆・医・針の諸道の博士・助教・直講の職田を置くなど、増加の傾向を示した三代格十五延曆十年。また地方軍団の武官などにも給するなど、外官についても同じ傾向を示してゐる同上養老五年六月十七日官符弘仁五年正月十五日官符大同四年五月十一日官符貞觀十一年二月二十日官符。有位者である彼等は、位田の外に、官職につけばこれらの職分田を給与せられ、正当な理由で致仕したものは、致仕の後も半分だけは許される。この点位田とは異なる。また位田は輸租田であつたが、職分田は不輸租田である。但し、集解の郡司職分田條の註には、「古記云、輸租也、射田・國造田・采女田亦同、公廩田・職田其別如何、答一種也」とあつて、郡司職分田・國造田・采女田が輸租であることを示してゐる。」(而も

凡職分田條には、古記云、職田者不輸租也とある。これはこれらの職分田の性格が他と稍異なるものであることを示すものである。田が俸祿の意味を有つものであることを示してゐる。租税分だけが給主の収入に手当となるわけである。然し外官の場合には、事力または仕丁が与へられて、これが耕作する、即ち経営労働力をも与へられて、自家経営が可能であり、その収益ははるかに拡大された。集解田令凡在外諸司職分田の條に、「古記云、公廩田不輸租、問國司公廩田以誰人作、答役事力也」とあり、事力については後述、養老五年六月按察使に職田この官奏の事書には職田とある。六町仕丁五人、記事に職田二町仕丁二人を給すとあつて、これ亦この仕丁が職田耕作に充てられるものであらう。三代格十五。職には位と異つて定員があり、従つてそれにする職田も自ら一定してゐるところから、太政大臣以下その職分田に充てるべき田地が定つてゐた。太政大臣職分田四〇町は、「大和國添上郡十町城下郡十町、山背國相樂郡二町綴喜郡二町久世郡三町、近江國栗太郡十町、播磨國揖保郡三町、」左大臣職分田三〇町は、「河内國高安郡二町河内郡二町若江郡一町、摂津國豊嶋郡五町嶋下郡二町河辺郡三町、山背國相樂郡・久世郡各二町紀伊郡一町、播磨國明石郡三町賀古郡六町印南郡一町、」右大臣職分田三〇町は、「摂津國嶋上郡八町嶋下郡二町、山背國久世郡五町、播磨國揖保郡十町、」大納言職田大納言三人は、「大和國平群郡二町、河内國若江郡五町河内郡二町志紀郡二町、山背國乙訓郡二町久世郡二町、近江國野洲郡二町、蒲生郡二町、高嶋郡二町、」他の一人の大納言の分は、「河内國志紀郡一町讚良郡二町高安郡二町河内郡一町茨田郡一町若江郡三町、山背國愛宕郡二町久世郡一町、播磨國揖保郡六町」となつてゐる。同上延暦九年八月八日官符。規定が畿内に二分外国に一分とあるのに準拠してはゐるが、その畿外の国は近江・播磨の二国にすぎず、何れも准畿内とも称すべき国である。博士助教等の職田においても同様であつて、彼等の職田は合計して七十三町であつたが、内五十二町外二十一町、而して外は近江国内にす

べて定められた同上延暦十年二月十八日官符。これは職田の経営法にも関連したことであり、「凡在外諸司職分田、交代以前種者入前

人、若前人自耕未種、後人酬其功直、闕官田用公力管種、所有当年苗子、新人至日、依數給付」田とあり、義解に「謂大納言以上職分田亦准此例」といひ、「謂、公力者雜徭也」とあるによれば、職田の経営は自家経営によつたことが知られる。従つて京から余り隔つたところでは、それが不可能となるおそれがある。

(ii)職封 令制では太政大臣三〇〇〇戸、左右大臣二〇〇〇戸、大納言八〇〇戸と、太政官の上層官のみに限られてゐたが、慶雲三年に中納言二〇〇戸（後増して四〇〇戸）と定め、更に參議の制が成立するに及んでこれに八〇戸と定めた。

その内容は位封と全く同じであり、正当なる理由によつて解官又は致仕した者は、退官後もその半を聽されること、職分田と同じである。然し職分田の如く職封郷として定められた郷はなかつた。位封にしても職封にしても、それに充てられる戸は郷戸であり、一戸づゝ分散的に充てられるのではな

く、五〇戸づゝまとめて、言ひかへれば、一里（一郷）單位に充てられるのである。
以上は令文に規定されたものであるが、この外に格式によつて追加せられたものがある。それは馬料・月料・節祿等の類である。

(i)馬料 養老三年（AD七一九）に、五位以上の京官文武の職事に防閑（資人の一種）を給してゐたが、「人疲道路、身逃差課、公私同費、彼此共損」を以て、八年後の神龜五年（AD七二八）にこれを停止して代りに給することとしたものが馬料である。防閑の名の示す如く元來は自己の警衛に充てるもの代りであり、防閑を与へる代りに勤務途上の警衛のための従者の馬の養料として給せられるものであつたが、本質は季祿と同じく勤務手当の性質をもち、毎年春秋二孟春は正月に上日を計り、各百二十五日以上に者に給する。各省寮司において支給すべき員数が定められてゐたので、この秋は七月

上日に満てるものがその員数以上となるときは、官位の次第によるし、また上日が満足してゐても貪濁の行ひあるものは、支給しない延喜式部式。今日の益暮の賞与に似てゐる。位階を基準としてゐるが、文武の別によつて差がある。文官では、一位官五十貫、二位官三十貫、正三位官二十貫、從三位官十五貫、正四位官七貫、從四位官六貫、正五位官五貫、從五位官四貫、六位官二貫五百文、七位官二貫三百五十文、八位官二貫二百文、初位官二貫五十文となつており延喜式、武官では、從三位官二十五貫、從四位官九貫、正五位官七貫、從五位官六貫、六位官二貫八百文、七位官二貫六百五十文、八位官二貫五百文となつてゐる兵部式。

(四)月料 月料は、親王・後宮・大臣・納言・參議以下京官の下級官人に至るまで、毎月米・塩等を給与するもので、おこりは、奈良時代初頃から既に見え、統紀養老五年六月乙酉の條に、

京及諸国、因官人月俸收斂輕稅、自今以去皆悉停之、隨令給事力、不得遠役他、致使艱辛、若有收課、一月卅錢、

とある月俸がその初見とされてゐる。文は省略されて意味通ぜぬところがあるが、既に京及び諸国において、官人の月俸のために輕稅を收斂してゐたことは明らかであるが、これが事力との關係は不明である。一旦この時に停止されたのであるけれども、天平二年の大倭國正稅帳や紀伊國の正稅帳には、輕稅錢の直穀稻を計上してゐるのをみれば、間もなく旧に復したものと思はれる。大日本古文书二。これは唐制に倣つたものであることは、通典(三十五職官)に貞觀二十一年復依故制置公解給錢、爲之本、置令史府胥士等職、賈易收易、以充官俸、永徽元年悉發胥士等、更以諸州租庸脚直充之、其後又令薄賦百姓一年稅錢、依舊令高戶及典正等掌之、每月收息以充官俸、其後又以稅錢爲之而罷其息利、とあつて、わが養老五年六月の詔とよく共通したところがあり、彼においてもしばしばその方法に變更があつたのである。 当時にあつては、この輕稅錢をそのまま支給したものか、或はこれを米塩に交易して支給したものか明らかでないが、天平十六年正月に、鎮西

府將軍は從五位官に准じ、判官は從六位官に、主典は從七位官に准じ、二季祿及び月料を僉給することとし、季祿月料並

びに京に送るべき調庸の物を留めて、これを融通してその時その時の便宜に従つて給することとしたといふ統紀の記事によれば、既に現物給与となつてゐたことがうかがはれる。道鏡の権勢盛んなるとき、道鏡の月料は供御に准じ、法臣円興は大納言に准じ、法參議基真は參議に准じたが續紀天平神護二、その具体的内容は不明である。天平三年に戸座の時服料月料を定めたとき、月料人別三斗六升であつたこと三代格一天平三年、がわずかに他を類推せしめるだけである。延喜大膳式の規定は、恐らく大同四年閏二月に供御及び年中雜用諸司官人以下の月料を廢減し、翌月更めて諸司史以下雜色人以上の時服並びに月料の法を定めた以後日本のものであらうが、それによると親王後宮の、

菜料塩秋亦太政大臣卅石、左右大臣各十石、大納言六石、中納言五石、參議三位四位各四石

親王以下月料

三位已上及四位參議、醬二合五位已上 酢塩各四勺五位已上 東鯪二兩五位已上 隱岐鯪・煮堅魚各一兩 堅魚二分 烏

賊一兩鮭六分一隻之一五位已上並同 堅魚煎汁二勺五位已上除 雜鮓三兩一分二銖 海藻二分 末滑海藻四勺五位已上並同何れも日別の分量であらう。

(ノ)節祿 正月元日・正月七日(白馬節會)・正月十六日(賭射) 五月五日(騎射) 九月九日(重陽) 十一月十一日(新嘗會)の

節會に、皇太子以下、太政大臣より參議に至る職事官及び正一位以下五位に至る有位者及び節會の行事に参加する六位已下の官人(例へば賭射には武官六位已下、重陽には文人六位已下)に、その官及び位の高下によつて、純布綿などを給するものである。勿論これらの節會は、わが国古来の風ではなくて唐朝のまねであり、奈良時代になつて始まつたものが多く、節祿の制度も、これが固定したのは、その末期から平安時代にかけてのことであらう。然しこれが有位帶官の故を以て祿に預かり得ることは、やはり一の恩典とみてよい。

律令官位制に於ける階級性

官位	品目	正月元日	正月七日	正月十六日	正月十七日	九月九日	十一月十一日	計
太政大臣	褌 褌衣	二領	七 〇匁	(位ニヨル)				二領 一四〇匁
左右大臣	褌 褌衣	二領	五〇〇 五〇匁	二五〇匁	(同右)	二五〇匁	五〇〇匁	一、五〇〇匁 二領
大納言	褌 褌衣	二領	四〇〇匁 三〇匁	二〇〇匁	(同右)	二〇〇匁	四〇〇匁	一、二〇〇匁 二領
中納言	褌 褌衣	一領	二〇〇匁 二五匁	一三〇匁	(同右)	一三〇匁	二〇〇匁	六六〇匁 一領
參議	褌 褌衣	一領	一五〇匁 二〇匁	一〇〇匁	(同右)	一〇〇匁	一五〇匁	五〇〇匁 一領
一位	綿 綿		一〇〇匁 三〇匁	七〇匁		七〇匁	一〇〇匁	三四〇匁 六〇匁
二位	綿 綿		二〇〇匁 二五匁	一三〇匁		一三〇匁	二〇〇匁	六六〇匁 五〇匁

ひ、親王に給する帳内と併せて三色資人といふ延喜式部式。トネリは古く書紀にもしばしば見えてゐて、わが國の古語であることは明らかであるが、その意味は未だ首肯されるやうな解釈がされてゐない。
(トネリ)の約言で、貴人に近侍するものといふ意味から出たものであら軍防令の規定によれば、
 うともいわれてゐる。散位寮も古訓では「トネハツカサ」と訓んでゐる。

位分資人 一位一〇〇人 二位八〇人 三位六〇人 四位四〇人 正五位二五人 從五位二〇人 女減半
 職分資人 太政大臣三〇〇人 左右大臣二〇〇人 大納言一〇〇人 殿仕減半

なほ帳内には六位以下の子及び庶人を取り、資人には八位以上の子を取るを得ず、また帳内資人共に三閔及び大宰府部内・陸奥石城石背越中越後の國人を取るべからずとの制限がある軍防令。これはトネリが警衛驅使に供するものであるので

屈強なるものをとるために、これら辺要地の武力の減退を防ぐためである。大化以前のトネリは、明らかに天皇の近衛軍、族長の近衛的な武力を構成してゐた。事実、

神龜五年（AD七二二）四月、諸國の國司郡司が、部内の騎射相撲及び箆力者を以て、やたらに王公卿相の宅に給するた
 めに、朝廷が必要としてさがしもとめる場合に當つて、誰も進めるものがないといふので、かやうな國郡司の罰則を定め
 たことがある紀續。かうした資人の有する武力的警戒は、養老軍防令に示されてゐるけれども、三閔人を取つて帳内

なすことを禁じたのが和銅五年九月のことであり、靈龜二年（AD七一九）六月には王臣五位已上のものが、散位六位已下を
 資家に充てんと欲する者は、人別六人已下はゆるされ、養老三年（AD七一六）十二月には、はじめて外六位内外初位及び勳六
 等の子年二十以上の者を以て位分資人となし、八年に一替せしめたとある紀續のをみれば、大寶令においては、未だこの條
 項は見られなかつたものであらうか。かやうな條項を必要とする程に、事実、かうした箆力すぐれたものを資人として駆
 使することを委ねられた官人は、それによつて官位不相応の社会的地位を誇示することができたことは、察するに難くな
 い。大化以前のことではあるが、守部守屋の滅亡のとき、その資人捕鳥部萬が一百人の將として難滅宅を守つて奮戦した

ことや書紀崇、壬申亂に示された大海人皇子の舍人の活躍、或は大津皇子の謀叛が發覺したとき帳内三十余人が捕へられ
峻紀
たことなどによつて示される帳内資人の武力的性格は、令制以後これを押へるための各種の制限が加へられたけれども、依
然としてその遺風が強かつたことは、否定できない。萬葉集卷三に天平三年七月大納言大伴卿（○旅人）の薨りし時、資人金明軍
が、犬馬の慕、心の中の感緒に勝へずして作める歌五首をみれば、資
の主との間に、既に主従的身分的感情
の存するのをみとめることができる。

帳内・資人は、官人の私的驅使にまかされるので、調庸徭、何れも免除される賦役。これはその労役をその主に供する
ための免除であるが、しかも彼等自身も亦官人のはしくれである。従つて彼等も亦功を積んで考に預かることができる。
選敍令には、

凡敍舍人・史生・兵衛・伴部・使部及帳内・資人、並以八考爲限、八考中進一階、四考中・四考上進二階、八考上進三
階敍、

とみえ 「考」は、續紀神龜五年三月甲子の條に、勅、補事業位分資人者、依養老三年十二月七日格、更無改張、雖然資人考選者、廻聽
待滿八考、始選當色、外位資人十考成選、とあり、續日本後紀承和六年九月癸卯の條に、制、選敍令、帳内資人者並以八年為
限、神龜五年格、外五位資人十年成選、自今而後外五位選限者、宜依令行之、とあるので、八考八年を意味すること明らかである。然る
に令集解選敍令所引の慶雲三年格には、帳内以六考爲限、職分資人亦同とある。朱云では、帳内資人雖外考、依文以八考爲限とある。そ
の計考は、考課令に、

凡帳内及資人、毎年本主量其行能功過、立三等考第、恪勤不懈、清廉稱主爲上、祇承合意、產業不怠爲中、好請私假數
有愆失爲下、

とあり、帳内資人上日二百日に滿たぬものは、考せずとある。また選敍令に、その才文武の貢人たるに堪ゆるものは、貢舉
をゆるされ、得第すれば内位に敍せられる。これによれば帳内資人は、外位の家から採用せられることを原則とした

ことがわかる。同令に、凡帳内勞滿應叙、才堪理務、本主欲於内位叙者聽、ともある。但しこの場合は、資人不合聽と諸説一致してのべてゐる。また内位に敘して後は、釋師説では、已敘内位者不得遷主家、といひ、古記では、欲於内叙者聽、謂猶仕本主也、とあつて、兩説対立してゐる。實而も儀制令に、帳内資人は蔭位あるものでも、本主の心に叶はぬときは、杖罪以下は例がないため何れが正とも判じ難い。

本主の意のまゝに決罰し得るとし、また、資人帳内が本主を殺した罪は不義として八虐の中に加へ、最も重き罪の一に加へてゐる名例。律情意的ばかりでなく、法律的にもかなりな程度の身分的上下關係が規定されてゐる。

京官の資人に対して、外官に給するものが事力である。主として大宰府の官人及び諸國司に給せられるものであり、在地の中戸以上の戸の丁をとつて、課役を免じ、一年交替で雜役にあたらせる賦役令。資人が官人であるに対して、これは百姓の徭役である。事力は常に地方官の職田である公廩田と共に存廢が行はれてゐるし、前にのべたやうに集解の古記説にも國司公廩田は事力を役して作るとあるので、他の雜役には勿論ではあるが、職田耕作も亦その主たる目的であつたことが知れる。

三代格六大同三年二月五日官符、應停畿内諸國事力事、右云々、檢令、前世之時未有公廩、特充事力以優國司、天平置公廩、利潤已給、理須停止、延曆十六年依給俸料、畿内事力一切停止、至于廿年停給俸料、公廩事力並依舊例、優厚倍重、至今遵行、但畿内諸國近接都下、雖事調徭、無輸庸物、比於他國、良以爲輕、而百姓困解未期家給、尋其所由、實在、臨時差料繁多徭丁數少、今國司等公廩有潤、衆蒙營田、望請停給事力、支用雜役、然則公途得濟、私門無乏、と、その役は一般百姓に比べてはるかに重いので、平安時代の初め、副丁四人を充てて、その徭分稻を以て資糧に充てた。政事要略五十九弘仁十年二月二十三日民部省符

これによつて事力は、副丁の徭役三十日分の四人百二十日分と、自己の調分二十日庸分十日徭分三十日と合せて百八十分、即ち一年の半分は相殺されることとなる。然し残りの百八十分分は事力個々の負担となるわけである。貞觀六年正月

百姓の徭役を二十日に改めたので、このひらきは益々大きくなり、二百三十日となつた。よつて同十年副丁を六人とした同上貞觀十年十一月十六日民部省符。然し事力の過重なことは變りないので、因幡國や續日本後紀天長十年六月乙酉條畿内や陸奥國のやうに三代実録仁和元年、三月五日庚申條

特定の丁を事力に充てることを止めて、徭丁を充てることにしたところもあつた。若し事力の主が事力の勞役を不要とし

た場合には、月三十文の錢を納めしめ、續紀養老五年、副丁の出す資養物を本主の手に納めること、仕丁と同様であつた。軍防令によれば、給せられる事力の数は、六月乙酉條

大宰府官人 帥二〇人 大貳一四人 少貳一〇人 大監・少監・大判事各六人 大進・少判事・大典・防人正・主神・

博士各五人 少典・陰陽師・醫師・少工・算師・主船・主厨・防人佑各四人 諸令史三人 史生二人

国司 大國守八人 上國守・大國介各七人 中國守・上國介各六人 下國守・大上國掾各五人 中國掾・大上國目各四

人 中下國目各三人 史生二人

(ロ) 刑法上の特権 有位者及び帶官者は、罪を犯した場合、その刑罰を一般の人よりも特に輕減する法があつた。議減・請減・例減・贖罪の四法である。

議減とは、六議に相当する者が罪を犯して、流罪以下の罪は各一等を減じ、死罪に当たるときは勅許を得て罪を議し、判決も亦上裁を仰いで決断する。六議は、一議親皇親及皇帝五等以上親及太皇太后四等以上親皇后三等以上親 二議故宿得侍見特蒙 三議賢賢人君子言行 四議能能整軍旅位政事 五議功能斬將擧旗、推鋒萬里、或率衆歸化、寧濟一 六議貴三位以上、これに相応する者を應議者といひ、帶官者能整軍旅位政事、五議功、能斬將擧旗、推鋒萬里、或率衆歸化、寧濟一、六議貴、三位以上、これに相応する者を應議者といひ、帶官者 梅帝追師範人倫者 時、國救艱難、若遠使絕域、經涉險難者、 律では議貴の三位以上の者がこれに預かる名例。

請減とは、應議者の祖父母・父母・伯叔父姑・兄弟姉妹・妻子・姪孫、又は四位・五位と勳一等以下四等以上の者を應請者といひ、死罪を犯した場合は、罪狀及び断罪を上奏して勅許を請ひ、應請者の名はと 流罪以下は應議者と同じく一等を減ずる。律 名例

例減とは、六位・七位・勳五等・勳六等の人と、應請者の官位勳等の者即ち四位五位勳一の祖父母・父母・妻子・孫とが、流

罪以下の罪を犯した時は、例として一等を減じ、遠・中・近の三流は何れも杖一百とし、杖一百は九十、九十は八十とする。この資格ある者を應減者といふ。

贖罪とは、銅を以て罪を贖ふものであるが、この方法は誰でも勝手にできるわけではなく、應議者・應請者及び八位・勳七等以下十二等以上の人、應減者の官位勳位者の父母妻子にして流罪以下の罪を犯したときに、贖罪することがみとめられる。名例律によれば、

答罪 答一〇は贖銅一斤 答二〇は贖銅二斤 答三〇は贖銅三斤 答四〇は贖銅四斤 答五〇は贖銅五斤

杖罪五 杖六〇は贖銅六斤 杖七〇は贖銅七斤 杖八〇は贖銅八斤 杖九〇は贖銅九斤 杖一〇〇は贖銅一〇斤

徒罪五、徒一年は贖銅二〇斤 徒一年半は贖銅三〇斤 徒二年は贖銅四〇斤 徒二年半は贖銅五〇斤 徒三年は贖銅六〇斤

流罪三 近流は贖銅一〇〇斤 中流は贖銅二二〇斤 遠流は贖銅一四〇斤

死罪 絞斬二死各二〇〇斤

かやうに有位者には、位の高下によつて罪の判決そのものすら通常人より減刑される特権を有してゐた上に、更に有位帶官者にのみ適用される特殊な刑罰が定められてゐた。官當・免所居官・免官・除名の四刑である。

官當とは、贖の一種で、徒刑の罪を犯したとき、官一この官は位階及び勳位であるを以て贖ふ方法である。即ち、四以上の親王及び三位以上・勳二等以上の者は、一官を以て徒三年にあて、四位五位及び勳三等以下六等以上は二年にあて六位以下八位以上及び勳七等以下十二等以上は一年に當てて減免する。

公罪の場合は更に各一年を加へる。官位と勳位とを併せもつものは、まづ官位を先きにする。官位を貶されるのであるから、官位相当官も当然解任となる。元来この官當は、徒罪に適用されるのであるが、流罪も徒四年に換算してこの法を適用することが許される。

免所居官は、現在おびてゐる一官（位階）のみを免ずるもので、勳位は適用されない。一官を一年に比する。この法の適用される罪は、

イ、祖父母父母老疾して侍する者もないのに、親をすて、官に赴く罪。職制律に、凡祖父母父母老疾無侍、委親之官、即妾増年疾、委親之官、謂年八十以上或篤疾、依法合侍、見無人侍、乃委置其親而之任所、妾増年狀以求入、杖一百、とあり、疏文に、祖父母父母老疾、或末年八十及本非篤疾、乃妾増年八十及篤疾之狀、從祖父母老疾以下、各合處杖一百。ロ、父母の喪にありて子を生む罪。これは本邦律には逸してゐるが、唐律戸婚律に、ハ、同じく喪中に妾を娶る罪。戸婚律逸文に、凡居父母及夫喪而嫁者徒二年、妾減二等とある。ニ、同じく喪中に兄弟別籍異財の罪前掲唐戸婚律參照。以上の四罪に限る。

免官は、位階と勳位と両方を解いて、徒二年にあてる。この法の適用される罪は、

イ、他の妻妾を姦せる罪。雜律逸文に、凡姦者徒一年、有夫者徒二年、強者各加一等。ロ、徒以上の盜を犯せる罪。徒以上の盜は色々ある。賊盜律に、凡盜禁兵器者徒一年半、弩具裝者二年半、凡盜官私馬牛而殺者徒二年半、凡竊盜不得財答五十五云々、五端徒一年、五十端加一等など。ハ、人を略せる罪。賊盜律に、凡略人略賣人、爲奴婢者遠流、爲家。ニ、法を枉げざれども財を受けし罪。職制律に、見える。ハ、人を略せる罪。人者徒三年、爲妻妾子孫者徒二年半、とある。ニ、法を枉げざれども財を受けし罪。凡有事以財

行求、得任法者坐職論、不任法者減二等、とあり、雜律逸文に、凡坐職致罪者、一尺笞十、一端加一等、十二端徒一年、十端加一等、罪止徒三年、與者減五等、とある。坐職とは、人の罪を受けつけて備償の外に余分の財をうけることをいふ。ホ、流徒の罪を犯して、罪狀決定後逃走せる罪。ハ、祖父母父母が死罪を犯して囚禁せられたるに樂を成せる罪。職制律に、若祖父母囚禁而作樂下、同じく嫁娶せる罪。戸婚律逸文に、凡祖父母父母被囚禁而嫁娶者、死の七罪である。父母及夫、犯死罪被

除名は、官人の籍を除き、出身以前の身分にかへすをいひ、徒三年にあてる。その適用される罪は、

イ、八虐。賊盜律に、凡

謀反及大逆者皆斬、其謀大逆者絞、謀毀大社者徒一年、毀者遠流。凡謀叛者絞、已上道者皆斬。凡謀殺祖父母、外祖父母、夫之祖父母、父母者皆斬、嫡母、繼母、伯叔父母、姑、兄、姉者遠流。已傷者絞（○以上惡逆・不道）。凡殺一家非死罪三人及支解人者皆斬。凡造畜蟲毒及教令者絞。凡有所憎惡而造厭魅及造符書咒詛、欲以殺人者、各以謀殺論減二等。（以上不道謀毀大社者徒一年、毀者遠流。凡盜大祀神御之物者中流。凡盜蠶者絞、關契內印鐔鈞者遠流、乘輿服御物者中流。職制律に、凡合和御藥誤不如本方、及封題誤者、醫徒三年。凡造御膳誤犯食禁者、典膳徒三年。凡御幸舟船誤不牢固者、工匠徒三年。凡指斥乘輿情理切害者斬、對捍詔使而無人臣之禮者絞。（以上大不敬）同律に、凡聞父母之喪、匿不舉哀者徒二年、喪服未終釋服從吉、若忘喪作樂徒一年半。戶婚律逸文に、凡祖父母父母在而子孫別籍異財者、徒二年。鬪訟律逸文に、凡罵言祖父母父母者徒三年。（以上不孝）賊盜律に、凡謀殺詔使若本主本國守、及
口、故殺鬪競によらざる殺人
 吏卒謀殺本部五位以上官長徒三年、已傷者遠流、殺者皆斬。（不義）とある。何れも八虐の罪である。謀反及大逆者（○中略）祖孫兄弟皆配遠流、不限籍之此れに入る。賊盜律に、凡故殺人者、已殺者斬。凡殺一家非死罪三人者皆斬とある類がこれであり、すべて斬罪である。

ハ、反逆の緣坐

 八虐の中の謀反及び大逆の緣坐者である。賊盜律に、凡緣坐及緣坐人子、應免流者、各准分法留還、とある。以上三罪は獄成りて後は、大赦に會ふと雖もなほ除名する。ニ、監臨主守の人が、その監守する所において姦（良人の妻妾を犯す）
本邦律には逸してあるが、唐雜律に、諸監臨主守於所監守內姦者（謂犯良人）加奸罪一等とあり、本邦律で、凡姦者徒一年、有夫杖八十、二端加一等、三十端絞とある。
 者徒二年。盜（三端）・略人・財を受けて法を枉ぐ（枉法の一端をいふ）
職制律に、凡監臨之官、受財而枉法者、一尺罪を犯した
 ものは、除名される。但、獄成りて赦に會へば、免所居官に処する。ホ、其の他雜犯の死罪を犯し、禁獄中に死せし者、又は死を免じて流徒に配せられたもの、死罪を犯し禁を背いて逃亡した者も除名する。但し赦に會へば、官當或は贖罪の法に従つて減免される。

かやうに官人は、色々な方法によつて、罪を犯しても、その罰は常人よりも数等軽減されることができた。而も官當以下の法によつて官位を貶され、或は失つたものも、官當及び免所居官では一年後（即ち二年目）には、本位の一階下の位に復し、免官は三年後（即ち四年目）に二階下の位に復し、除名は六年後（即ち七年目）において、三位以上は勅裁によつて本位に復し、正四位は從七位下、從四位は正八位上、正五位は正八位下、從五位は從八位上、六位・七位は大初位上、八位・初位は少初位下に復した。即ち罪によつて官人たるの地位を追はれても、一定年後には再び官人の地位に復す

ることができたのである。

(ハ) 課役免除 課役とは、賦役令義解に、「課者調及副物田租之類、役者庸及雜徭之類」とあつて、租庸調徭の全部を含むと解してゐるが、同條の集解に、「他條田租亦得爲課以不、答、唯爲當條生文、不涉令內通例、假如、三位以上父祖兄弟雖免課役、不可免租之類也」とある如く、令制で租をも課の中に含ませるのは特例で、租は土地に課は人に、それぞれの対象を異にし、課役といふ場合は、租を含まないのが通例で、課役に服しないの免除されたものを不課といふ。戸令の戸主條に、不課とは、皇親・八位以上の有位者・男年十六以下・蔭子・耆（六十六歳以上）・癡疾（癡・瘖・侏儒・腰背折・一支癱）・篤疾（二支癱・兩目盲）・妻・妾・女・家人・奴婢をいふとあり、蔭子は、賦役令に、三位以上の者の父祖・兄弟・子・孫、及び五位以上の者の父と子は、並びに課役を免除せよとあるものである。この課役免除は、有位者では八位以上の者となつてゐるが、賦役令によると、

課役免除 舍人 史生 伴部 兵衛 衛士 仕丁 防人 帳内 資人 事力 馭長 烽長 内外初位の長上 勳位八等以上 雜戸 陵戸 品部 徒人在役者

徭役（庸と雜徭）免除 主政 主帳 大毅以下兵士以上 牧長帳 馭子 烽子 牧子 國學博士 醫師 諸學生 侍丁 里長 得第未叙の貢擧人 勳位九等以下 初位 殘疾（一目盲・兩耳聾・手無二指・足無三指・手足無大拇指・禿瘡 無髮・久漏・下重・大瘻瘻）

雜徭免除 坊長 價長

となつてゐる。かやうに課役免除の範囲は非常に広いが、これには、①國郡司によつて徴せられる正規の課役は免除され

てゐるが、その代りに他の方面で課役に代る、時には課役以上の労役を負はされてゐるもの―衛士仕丁防人資人使部徒人在役者など―②職務遂行の代償又は恩典として課役を免除されるもの―有位者・下級の職事官・里長・坊長の如きものと、③課役負担能力がないために免除されるもの―老幼女不具者の三種がある。①の場合は、必ずしも本人にとつての恩典ではなく、却つて奈良時代に仕丁や衛士の逃亡が相当行はれたことによつて、その者自身にとつて苦痛であつたことは明らかであり、これを恩典と感じ、他より特権視されたのは②の人々であつた。

(三) 有位者の家族に及ぶ特典 官位に伴ふ特典が、ひとり有位帶官者自身のみにとどまらなかつたことは、上乗のべたところによつてもうかがわれる。刑法上において、應請者には應議者の祖父母・父母・伯叔父姑・兄弟姉妹・妻子・姪孫が加へられ、應減者には、應請官人の祖父母・父母・妻子・孫が、贖銅者には、應減者の父母・妻子が加へられて、それぞれその恩典に預かり得た。この外、有位者の子及び孫は父祖の位階に應じて、二十一歳に達すれば、國家試験を経ず位につくことができた。いわゆる蔭位の制であり、この資格をもつものが蔭子・蔭孫であり、父祖の位階と蔭位との關係は次の如くである。

父祖の位階		嫡子	庶子	嫡孫	庶孫
一 位	從五位下	正六位上	正六位上	正六位上	正六位下
二 位	正六位下	從六位上	從六位上	從六位上	從六位下
三 位	從六位上	從六位下	從六位下	從六位下	正七位上
正四 位	正七位下	從七位上			

從四位 從七位上 從七位下
 正五位 正八位下 從八位上
 從五位 從八位上 從八位下

最初にのべた如く、位につくことは官につく資格者となることであり、これを出身といふ。蔭位なき者が出身するには、先づ大學に入らねばならない。大學の学生は五位以上のもの子弟及び東西史部の子の十三以上十六以下の聰令なる者をとつて式部が補し（学生も判任官である）、八位以上の子も志願する者は、これを許した。即ち官吏の資格を得べきための大學も官人の独占するところであり、庶民に対しては、先づ地方の國學で学び、然る後貢舉によつて大學に入学を許されるといふ道のみであり、而も國學は先づ郡司の子弟をとつて余猶があれば、庶民をとるといふのであつた。大學の過程を終了して官途につかうとする者は、周易尙書周禮儀禮記毛詩春秋左氏傳孝經論語の中の二經以上に通ずることを要し、大學寮において大義十條を試問され、八以上に通ずれば太政官に貢舉せられ、こゝで更に國家試験をうける。この試験には、秀才明經進士明法の四科目があり、採点には上々第上中第甲第乙第の四級があり、
 令學

秀才 正八位上 正八位下
 明經 正八位下 從八位上
 進士 從八位下 大初位上
 明法 大初位上 大初位下

かやうな数段にわたる試験を経て、最高正八位上で五位の蔭子のわずか一階上の位に敘せられるにすぎない。蔭子蔭

孫が何を好んでかかる困難な道をえらばう。奈良時代初期大學が不振を極めたのは当然である。孫位の恩典のない六位以下の子弟はこの門を通らね
 出身する道がないので、これに入学する者もあつたが、下級官吏の家庭の帯として、「家道困窮、無物資給」「雖有好學、不堪遂志」といふ有様であつた。これに対して、慶雲三年には、蔭位のものが出身するには、大學の貢擧か別勅の処分がなければ、選考に加へられないこととし、天平十一年には、蔭子蔭孫は年齢の如何に抱はらず、皆大學に入学せしめることとした續紀。かうした制限が加へられるところに、この蔭位による恩典が、如何に官人の家族に安易な道を開いたかがうかがはれるのである。

(三)

官位における階級性の一は、官位それ自身の内を含む階級性があり、この問題は、三位以上を貴といひ名例律、五位以上を通貴といつて同五位以上を貴・通貴以外のものを、筆者は仮に非通貴とよぶ。、他の位階と區別し、その待遇を明瞭に差別してゐるところに意識されてゐる。貴・通貴以外のものを、筆者は仮に非通貴とよぶ。律令制においてこの三つの差別待遇を具体的に、上來述べたところによつて示せば、

	月	料	節	季	位	田	職	田	位	封	職	封	位分資人	職分資人
貴	有	有	有	有	有				有		有		有	有
通	有	有	有	有						有			有	
貴														
非	有		有											
通														
貴														

職田職封職分資人は、何れも大納言以上、即ち正三位以上に限られてゐる。

またその親族に及ぶ恩典は、

であつて令はカミ、扶はスケ、従はマツリコトヒト、書吏はサウカンと訓んで四等官制をとり、家令は家事を惣知するとを掌り、扶は家令に同じく、大従・少従は家事を檢校し、書吏は文書の事を掌る。それぞれ相当位も定められて、位の令の従五位下は、諸陵頭又は上國の守にひとしく、二位の令従六位上は諸司正又は下國の守に相当する地位にあるのであつて、これを長官とする四等官制の官銜は、正しく上國又は下國、或は寮司に比べ得る權威を構成することとなる。而も考課令の規定によれば、家令は年毎に本主が諸司の考法に准じて考を立てて式部省に申告するのであつて、こゝに「貴」家は、封戸より上番する仕丁、給せられた資人及びこの家令を擁して、老大な所属職員を包容して、こゝに私的な政庁をもつことができたのである。この令制の家令の組織は、平安中期頃からいわゆる攝關大臣家の政所組織と変じて、攝關政治の政庁的機關となつた。

かうして、

① 「貴」人は、「通貴」人たる五位は勿論、非通貴の六位以下の官人を私吏とすることによつて、「貴人」と「通貴」との間が、單なる職階的段階に非ざることを示し、

② 「貴」人の蔭が、律をも含めて二等親にまで及び、「貴」人の身分的地位がその家族に対しても有効となり、蔭位の制によつて官僚世襲の風を促して、「貴」なる社会的身分層を醸成する可能性を含む。

元來、大化以降の対氏族政策には、その政治的機能の否定と、その社会的機能の肯定とに一貫されてゐたことは、嘗て論じた如くである。「史淵」四十三輯拙稿「天。然し氏族の社会的機能の肯定が進んで、天皇・皇親・准皇親・非皇親の階層的秩序が確立すると共に、再び氏族と政治との抱合が復活はじめられたのである。もともと位階は、個人の功勞に対し

武入姓制定の意義」参照。

て与へられるものであり、榮譽の標識であり、その上下は官廷に於ける個人の序列を示すものであり、位階そのものに何らの政治的権能乃至は職能を附随してはゐない。近江令の位階の制に、内・外の別があり、これが唐の官の上下によつて區別される流外・流内の制にその源を發したものと推測されるが、近江令の内・外はこれが氏姓の尊卑によつて區別せられたものらしく推測せられるところに、その第一歩があつた。近江令では、織・縫・紫・錦・山・乙・建の各大小上中下の位階があつたが、残されたる実例によれば、大紫位以下に内位・外位の別がみとめられ、こゝに位階と社会階層としての氏姓とが結びつく契機があつた。この傾向は、氏姓制の社会的序列の固定化とともにいよいよすみ、天武五年（A D六七七）四月には、畿外の人の任官を希望するものは臣連伴造國造の子は無條件にて許し、庶人はその才能のすぐれたるもののみを聽せと定め、天武十年八月には、官人の詮考には族姓及び景迹を検し、族姓定まらざるものは、景迹行能が灼然たるもこれを詮考の対象からはずし、淨御原令の考仕令には、百官畿内人の考課を定むるには、善最・功能・氏姓の大小をはかつて冠位を授くべしと規定された。社会的序列を示すものとしての氏姓と、個人的序列を示すものとしての階とは、その性格において相応するものがある。この相応的性格が意識され始めるや、これが官位相当によつて、官職そのものにまで持ち込まれる。官位相当制が近江令にあつたか否かは明らかでないが、天武五年二月、畿内及び陸奥長門國以外の國司は、大山位以下の人を任せよとの詔が、官と位との相関々係を明確に示した最初のものである以上。これが大寶令に至つて整然たる組織をとることとなつた。かうして律令制における官位は、これと関連する氏姓の階層的固定と、蔭位の制による世襲化的契機とによつて、官位制それ自身に、閥族形成貴族階級成立の因子を含んでゐたのである。

**Class Distinction of the Office-Rank System
in the “*Ritsu-Ryo*” (律令)**

By R. Takeuchi

The office-rank system of the “*Ritsu-Ryo*” (律令), which prescribed, it is said, the bureaucratic organization by means of taking men of talent into government service, involved essentially the character of class formation. If one is willing to be an officer, he has to get some rank, and this rank can be awarded only by his sincere service to *Mikado*. There are fifty stages from top to bottom in this rank system, and every office is given correspondently with this stage. Moreover, the rank is usually accompanied by some political, economic and personal privileges. In the higher ranks these privileges extend to family and the difference of these between the higher and the lower is rather personal and classical than functional. Such character of the rank system enabled, too, the formation of good lineages and the making of aristocrats from within it.